

倉敷市観光動画制作業務仕様書

1 業務名

倉敷市観光動画制作業務

2 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、倉敷市のみならず、日本全体、世界全体の経済、特に観光産業が大きな影響を受けている。

地域経済の活性化及び観光産業の発展のためには、国内外を問わず多くの人々に当地を訪れていただく必要があるが、リピーターの確保と同時に、新規の顧客にも倉敷市の魅力を知っていただき、訪れていただかなくてはならない。

この業務は、倉敷市の魅力を集約した新しい動画を作成することで、世界及び日本での倉敷市の知名度を向上させ、もって観光客の誘致を図ることを目的とする。

3 実施期間

契約締結日から令和3年3月31日(水)までの期間とする。

4 ターゲット

主に訪日旅行に関心がある外国人をターゲットとする。ただし、日本人についてもターゲットとなるよう意識すること。

5 実施業務

(1) 観光動画制作業務

①制作動画本数

内容	時間	字幕	字幕言語 (それぞれ)	画質	制作本数
国内外 向け	ショートバージョン (30~60秒)	あり	英語、フランス語、韓国語、外語 中国語(簡体・繁体)、日本語	HD(ハイビジョン)	7
				4K以上	7
	なし		—	HD(ハイビジョン)	1
				4K以上	1
	ロングバージョン (3~5分)	あり	英語、フランス語、韓国語、外語 中国語(簡体・繁体)、日本語	HD(ハイビジョン)	7
				4K以上	7
なし		—	HD(ハイビジョン)	1	
			4K以上	1	
				制作本数合計	32

②観光動画制作の内容

ア 動画テーマ、動画タイトル、動画構成、動画素材を提案すること。

イ 倉敷市に対する関心の有無、関心の程度に関わらず、視覚的に見入ってしまうことが期待されるものとする。

- ウ より多くの誘客ができると思われる倉敷市内の観光資源から素材を選定し、視聴後に倉敷市を訪れてみたいと思えるような内容とし、パソコン・タブレット・スマートフォン等から映像を見ている人の旅行のきっかけとなり、来訪者増加への寄与が見込まれるものとする。
- エ 優れた撮影技術で倉敷市の持つ魅力を十分に伝えられる撮影者を起用し、360° 全方位カメラ、超高精細撮影機材、遠隔操縦機（ドローン）などの手法を取り入れて映像に趣向を凝らすこととし、これらを使用する際に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続きは受託者自身で行うこと。
- オ 動画そのものの訴求力が重要であることを念頭に置き、特に最初の10秒を重視して制作に取り組むこと。
- カ 過去5年以内に地方公共団体やそれに準ずる団体が実施した類似の動画制作事業で実績のあるプロデューサー、クリエイター等を起用すること。
- キ 再生時間はショートバージョン（30～60秒間）とロングバージョン（3～6分間）の2種類とするが、テーマや撮影する素材によって前後してもよい。その動画に応じた最適な再生時間を提案すること。
- ク 字幕は英語、フランス語、韓国語、タイ語、中国語（簡体字・繁体字）、日本語の7種類、字幕なしは1種類とすること。
- ケ 動画の画質はそれぞれの動画に対し、HD(ハイビジョン)と4K画質以上の2種類を制作すること。
- コ 動画の使用はYouTube、倉敷観光WEB(倉敷市の公式観光情報サイト)、県外で実施する観光PRイベント等での放映が主となるが、国内外の旅行会社商談会等でデータの配布も行う。
- サ YouTube、PC、DVD等で再生可能なファイル形式とすること。
- シ 動画の使用期限は設けないものとする。

③その他

- ア 動画制作に当たっては、新規撮影を原則とする。ただし、実施時期や実施期間により撮影困難なシーン（季節感のある動画やイベント関連動画等）を活用する必要がある場合は、既存の動画データ等を取得することを認めるものとする。
- イ 動画に掲載するかどうかに関わらず、20か所程度以上の撮影を実施すること。

(2) 静止画撮影業務

- ① 動画撮影場所において、動画撮影時に併せてデジタル一眼レフカメラで静止画を数カット撮影すること。
- ② 撮影する静止画は、観光PR用として雑誌やホームページ等での使用を想定したものとする。

(3) 報告業務

- ① 業務状況を把握し、随時進捗状況を報告すること。
- ② 業務完了後に、業務の詳細内容について報告すること。

(4) その他注意事項

- ① 本業務のすべてを再委託することはできないものとする。業務の一部について、連携事業者等に再委託する場合は、プロポーザル参加時に提出する業務体制表に明示すること。
- ② 委託契約後、本業務の実施内容、スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、委託者の承認を得ること。
- ③ 業務の詳細については委託者と協議の上決定し、その進捗状況は綿密に報告すること。
- ④ 事業完了後、速やかに業務完了届を作成し、委託者に提出すること。
- ⑤ 各業務にかかる撮影、編集、報告等の一切の経費（交通費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て事業費に含むこと。
- ⑥ 業務上で撮影が必要な場合は、事前に管理者等に撮影及び動画配信の許可を得ること。

6 成果品

(1) 提出物

①業務完了届 (A4 版3部)

②ハードディスク2基

※制作した全ての動画データ及び撮影した全ての静止画データのうち、委託者及び受託者が協議のうえ選定した静止画データを取めたもの。

※データはコピーができるようにすること。

③DVD64枚 (ショートバージョン32枚、ロングバージョン32枚)

※HD動画データを取めたもので、各言語 (言語無し含む) 4枚ずつとする。

※観光PRイベントや観光展においてDVDプレイヤーまたはパソコンで再生したり、学校や会議主催者にレンタルするためのもの。

※プラスチックケース及び盤面に動画タイトル、時間、字幕言語、説明書き等の内容を日本語・英語併記で分かりやすく表示すること。

④USBメモリー60個 (ショートバージョン30個、ロングバージョン30個)

※HD動画データで、各言語 (言語無し含む) をすべて取めたもの。

※海外の旅行会社等へ配布するため、パソコンでの再生を想定したものとする。

※容量は問わないが、データのコピーや削除ができるものとする。

(2) 提出場所

公益社団法人倉敷観光コンベンションビューロー

(3) 提出期限

令和3年3月31日(水)

(4) 成果品の利用

受託者は、納品した成果物に関する一切の著作権 (著作権法 (昭和45年法律48号27条及び28条の権利を含む。)) を委託者に譲渡し、委託者並びに委託者が指定する第三者に対して著作権人格権を行使しないものとする。

7 総括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

8 提出書類

受託者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に提出するもの

- ・業務計画書及び実施工程表
- ・その他委託者が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・業務完了届
- ・その他委託者が業務の確認に必要と認める書類

9 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議の上、定めることとする。

(2) (1)に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。